



国民の知る権利・発言のことごとくを 死刑の導入で圧殺する「スパイ防止法」を許さない



85. 6. 12

No. 1962

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)一九三五・六・(公表)〇四七二(22)七〇七

ついに戦争突入体制にふみ込んだ 中曾根内閣 「破防法」乱発と並ぶ 最悪の戦時立法

6月6日、自民党は「スパイ防止法案」（国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案）を国会に提出した。

この法案は、「国家秘密」を口実に、言論の自由、知る権利を奪うばかりか、「死刑・無期」の極刑を科すとの恫喝で「国家防衛」論を強制し、労働者・人民を戦争協力者へ仕立て上げんとするものである。まさに、中曾根の軍大化・改憲＝戦争国家攻撃そのものであり、断固として粉碎しなければならない。

言論・表現・知る権利を奪う攻撃

スパイ防止法案は、14条の条文と別表で構成されているが、その中身はまさに恐るべきものである。

第一に、防衛・外交に関する事がらは勿論・非軍事的事柄も含め、政府の都合でことごとく国家秘密にしようとしている。第一条では、「外

国のために国家秘密を探知し、または収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止することにより、わが国の安全に資する」とあるが、この「国家秘密」の範囲は拡大かつ漠然としており、自民党の「スパイ防止法」の背景と目的となる解説によると、「秘密」であると法的に定められていくとも、実質が秘匿を要するものであれば国家秘密とされると言うのである。

これでは、政府公報で発表されるもの以外全部「秘密」とされてしまうのである。

第二に、誰でもスパイにすることができるのである。

第一条で「外国に通報する」行為はダメとあるが、自民党の説明では、「外国が知りうる状態」にすること事態がダメだというのである。すると新聞で、59中業の内容を詳細に報道したり、国会で外交に関する追及・暴露を行うこともスペイ行為となるのである。

しかも第四条では「不・当・な方法」で国家秘密を探知・収集してはダメと、まさに権力の一方的判断で不当と決めつけ、誰でもがスパイとされる道を開いている。たとえば、観光旅行中、写真を写し、そこに偶然自衛隊の新造艦が写っていたとしたら、これは不当な方法によるスパイ行為とされてしまうのである。

さらに、第8条では「通報」とか「不・当・な手段

によらなくとも、立ち話や町で見たことを、他人や家族に話すこと、たとえば基地近くに住む人が、よ／＼新しい施設を見て「あれは新型のレーダー設備だ」などと話しただけで、5年以下の懲役なのである。第三に、異状な極刑＝死刑・無期を科すことでも国民の知る権利や、言論・表現の自由を力で奪いさろうとしているのである。

戦争国家体制づくりの攻撃

戦争体制づくりのため必要とされる法制度は、「國家総動員法」、「国家秘密保護法」、「徵兵法」「戒厳令」「破防法」等であると言われる。

この間、有事立法＝国家総動員法の研究が進められ、破防法も全面適用へとつき進んでいるが、これらの法制度の軸となるのは「国家秘密保護法」＝スパイ防止法である。言論・表現の自由を圧殺し、諸権利を奪い、国民を身動きできなくすれば以下なんでもできるのである。中曾根の目的はここにある。

スパイ防止法は、CIA、KGB、M15などという007ばかりのスパイ活動を対象にしたものではないのである。

防衛・外交上の資料をすべて秘密とし、国民が知り得ない状況において軍事大国化と戦争計画を一気におしすすめようというものである。

さらに「スパイ」を口実に極刑を科し、国民生活全般を24時間監視する体制をつくろうとしているのだ。

戦前の特高警察、となり組制度、密告の奨励＝互いに物も言えず戦争に協力する以外ない体制を再びつくることこそ、眞の狙いなのである。

これを許してはならない。戦争への道をつき進む中曾根打倒へ断固として起ち上がらう。